

## 農業共済事業の健全な発展を求める意見書

政府の行政刷新会議による事業仕分けで農業共済の共済掛金国庫負担金及び農業共済事業事務費負担金について、いずれも「3分の1程度の予算要求の縮減」との評価が下されたところである。

農業は自然に左右されることが最も大きい産業で、我が国は風水害、冷害などの気象災害に頻繁に見舞われている。このような災害から農家の経営を守り、農業の自律的な発展を支えているのが、農業共済制度である。

農作物の被害率は、一般の損害保険に比べて非常に高く、それゆえ掛金が高くなることから、国は農業災害補償法に基づき、掛金の2分の1を負担し、より多くの農家が農業共済制度に加入できるよう支援してきた。

農業共済組合が事業運営に当たり経費のむだを削減し、経営努力につなげることは極めて有意義ではあるが、今般の事業仕分けにより、農業共済制度の負担金が削減され、結果的に農家の負担が増大することは、我が国農業の発展を阻害することにつながることになる。

よって、国におかれては、農業共済制度の健全な発展を図るとともに、国庫負担金の縮減が農家の負担増大につながらないように、必要な予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様
内閣官房長官	平野博文様